

令和元年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について

1 令和元年度決算における健全化判断比率の状況

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和元年度 (A)	—	—	9.1	—
平成30年度 (B)	—	—	9.5	6.6
増減 (A)-(B)	—	—	△0.4	△6.6
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	

2 令和元年度決算における資金不足比率の状況

(単位：%)

	簡易水道事業特別会計	公共下水道事業特別会計
令和元年度 (A)	—	—
平成30年度 (B)	—	—
増減 (A)-(B)	—	—
経営健全化基準	20.0	

3 健全化判断比率の推移

(単位：%)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実質赤字比率	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—
実質公債費比率	8.3	9.1	9.5	9.1
将来負担比率	18.1	17.9	6.6	—

(単位：千円)

標準財政規模	2,113,195	2,045,560	2,023,984	2,046,439
うち臨時財政対策債	76,525	76,377	73,618	53,222

◎用語の解説

- ・ **実質赤字比率**
一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率(実質黒字の場合は指標なし)
- ・ **連結実質赤字比率**
全ての会計を対象とした実質赤字及び資金不足額の合計から実質黒字及び資金剰余の合計を控除した額の標準財政規模に対する比率(実質黒字の場合は指標なし)
- ・ **実質公債費比率**
一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ・ **将来負担比率**
一般会計が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率
- ・ **資金不足比率**
公営企業ごと資金の不足額の事業の規模に対する比率(黒字、資金剰余の場合は指標なし)
- ・ **標準財政規模**
普通交付税の算定の仕組みを通じて計算される、地方公共団体が標準的な状態で収入できるであろう経常一般財源
(標準税収入) + (地方譲与税等) + (普通交付税) + (臨時財政対策債)

4 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の推移

(単位：千円)

区 分	実質収支額／資金不足・剰余額				摘要
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
(1) 一般会計	90,374	38,754	6,176	52,739	
(2) 特別会計	18,940	226	3,610	4,637	
① 国民健康保険事業特別会計	12,967	0	3,443	4,441	
② 後期高齢者医療特別会計	151	226	167	196	
③ 介護保険サービス事業特別会計	5,822	0	0	0	
(3) 公営企業会計	0	0	0	8,760	
① 簡易水道事業特別会計	0	0	0	8,760	
② 下水道事業特別会計	0	0	0	0	

(単位：千円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	摘要
(4) 標準財政規模	2,113,195	2,045,560	2,023,984	2,046,439	
うち臨時財政対策債	76,525	76,377	73,618	53,222	

(単位：%)

(5) 実質赤字比率 (1) / (4)	— ▲ 4.27	— ▲ 1.89	— ▲ 0.30	— ▲ 2.57	
(6) 連結実質収支額 (1) + (2) + (3)	109,314	38,980	9,786	66,136	
(7) 連結実質赤字比率 (6) / (4)	— ▲ 5.17	— ▲ 1.90	— ▲ 0.48	— ▲ 3.23	

※ 実質赤字収支又は連結実質赤字が黒字の場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は指標なし

※ 実質赤字収支又は連結実質赤字が黒字の場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」を負の値で参考表示

実質赤字額比率 $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (1)}}{\text{標準財政規模 (4)}}$
【 早期健全化基準 15% / 財政再生基準 20% 】

連結実質赤字比率 $\frac{\text{連結実質赤字額 (6)}}{\text{標準財政規模 (4)}}$
【 早期健全化基準 20% / 財政再生基準 30% 】

5 実質公債費比率の推移

(単位：千円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	摘要
(1) 地方債の元利償還金	435,827	439,541	401,745	412,094	
(2) 準元利償還金	165,037	166,529	176,173	163,950	
① 公営企業の地方債償還に充てられる繰入金	140,646	142,235	150,184	146,420	
② 一部事務組合等の地方債償還に充てられる負担金	24,304	24,294	25,989	17,530	
③ 公債費に準ずる債務負担行為	0	0	0	0	
④ 一時借入金利子	87	0	0	0	
(3) 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	18,237	30,156	28,552	37,520	
① 公営住宅使用料	5,073	16,873	16,245	25,001	
② 都市計画税	13,164	13,283	12,307	12,519	
③ その他	0	0	0	0	
(4) 基準財政需要額に算入された元利償還金・準元利償還金の額	423,362	412,486	398,742	403,641	
① 元利償還金分	337,809	326,200	311,678	319,844	
② 準元利償還金分	85,553	86,286	87,064	83,797	
(5) 標準財政規模	2,113,195	2,045,560	2,023,984	2,046,439	
うち臨時財政対策債	76,525	76,377	73,618	53,222	

(単位：%)

(6) 実質公債費比率（単年度）	9.4	10.0	9.3	8.2	
(7) 実質公債費比率（3力年平均）	8.3	9.1	9.5	9.1	

$\text{実質公債費比率} = \frac{[(1) + (2)] - [(3) + (4)]}{(5) - (4)}$ <p style="text-align: center;">【 早期健全化基準 25% / 財政再生基準 35% 】</p>
--

6 将来負担比率の推移

(単位：千円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	摘要
(1) 将来負担額	6,342,407	6,316,792	5,936,540	5,780,643	
① 地方債の現在高	3,989,646	4,062,235	3,839,061	3,823,523	
② 債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	0	
③ 公営企業債等繰入見込額	1,807,660	1,706,236	1,600,232	1,489,265	
④ 一部事務組合等負担等見込額	116,312	93,487	68,461	51,460	
⑤ 退職手当負担見込額	428,789	454,834	428,786	416,395	
(2) 充当可能財源等	6,036,342	6,023,481	5,827,754	6,005,207	
① 充当可能基金	1,792,869	1,812,939	1,811,629	2,021,802	
② 充当可能特定財源	341,603	430,055	441,740	484,369	
うち都市計画税	209,434	186,271	161,791	143,893	
③ 基準財政需要額算入見込額	3,901,870	3,780,487	3,574,385	3,499,036	
(3) 標準財政規模	2,113,195	2,045,560	2,023,984	2,046,439	
うち臨時財政対策債	76,525	76,377	73,618	53,222	
(4) 基準財政需要額に算入された元利償還金・準元利償還金の額	423,362	412,486	398,742	403,641	

(単位：%)

(5) 将来負担比率	18.1	17.9	6.6	— ▲ 13.6	
------------	------	------	-----	-------------	--

将来負担比率	=	$\frac{(1) - (2)}{(3) - (4)}$
		【 早期健全化基準 350% / 財政再生基準 なし 】

7 資金不足比率の推移

□ 簡易水道事業（法非適用企業）

（単位：千円）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	摘要
(1) 繰上充用金	0	0	0	0	
(2) 支払繰延金・事業繰越額	0	0	0	0	
(3) 建設事業以外の地方債残高	0	0	0	0	
(4) 解消可能資金不足額	0	0	0	0	
(5) 資金の不足額 〔(1) + (2) + (3)〕 - (4)	0	0	0	0	
(6) 営業収益に相当する収入	106,752	104,607	101,588	101,645	
① 水道料金	101,134	98,918	97,153	96,431	
② 受託工事収益に相当する収入	4,312	4,293	3,740	4,183	
③ その他営業収益に相当する収入	1,306	1,396	695	1,031	
(7) 受託工事収益に相当する収入	4,312	4,293	3,740	4,183	
(8) 事業の規模 (6) - (7)	102,440	100,314	97,848	97,462	

(9) 資金不足比率 (5) / (8)	— 0.00	— 0.00	— 0.00	— 0.00	
-------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	--

※ 資金不足額が負の値の場合「資金不足なし=資金剰余」で、「資金不足比率(%)」は指標なし

※ 資金不足なしの場合、「資金不足比率(%)」を負の値で参考表示

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額 (5)}}{\text{事業の規模 (8)}}$
【 経営健全化基準 20% 】		

□ 公共下水道事業（法非適用企業）

（単位：千円）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	摘要
(1) 繰上充用金	0	0	0	0	
(2) 支払繰延金・事業繰越額	0	0	0	0	
(3) 建設事業以外の地方債残高	0	0	0	0	
(4) 解消可能資金不足額	0	0	0	0	
(5) 資金の不足額 〔(1) + (2) + (3)〕 - (4)	0	0	0	0	
(6) 営業収益に相当する収入	29,994	30,285	30,243	30,868	
① 下水道使用料	29,921	30,204	30,201	30,801	
② 受託工事収益に相当する収入	0	0	0	0	
③ その他営業収益に相当する収入	73	81	42	67	
(7) 受託工事収益に相当する収入	0	0	0	0	
(8) 事業の規模 (6) - (7)	29,994	30,285	30,243	30,868	

（単位：%）

(9) 資金不足比率 (5) / (8)	— 0.00	— 0.00	— 0.00	— 0.00	
-------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	--

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額 (5)}}{\text{事業の規模 (8)}}$
【 経営健全化基準 20% 】		